

認定こども園うららにじ園 重要事項説明書（２号・３号）

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

１ 施設運営主体

名 称	社会福祉法人琉和の里福祉会
所 在 地	沖縄県浦添市当山二丁目４０番２０号
電 話 番 号	(098) 876-4452
代表者氏名	理事長 安里 和子

２ 利用施設

施 設 の 種 類	保育所型認定こども園
施 設 の 名 称	うららにじ園
施 設 の 所 在 地	沖縄県浦添市当山二丁目４０番１８号
連 絡 先	TEL (098) 876-2425 FAX (098) 876-2429
管 理 者	園長 安里 淳
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
利 用 定 員	満３歳以上の児童 ５７人(内１号認定１０名) 満１歳以上満３歳未満の児童 ２４人 満１歳未満の児童 ９人
開 設 年 月 日	平成２９年 ７月 １日
事 業 所 番 号	4720851000512

３ サービスの目的・運営方針

うららにじ園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷 地	敷地全体	9 9 2 . 7 8 m ²
	園庭	3 2 1 m ²
園 舎	構 造	鉄筋コンクリート構造3階建
	延べ面積	1 . 0 8 7 . 5 8 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備 考
乳児室	1 室	
ほふく室	1 室	
保育室	6 室	ひよこ組 (満0歳児クラス), りす組 (満1歳児クラス), うさぎ組 (満2歳児クラス), ぞう組 (満3歳児クラス), らいおん組 (満4歳児クラス), にじ組 (満5歳児クラス) について各1室
遊戯室 (ホール)	1 室	
ランチルーム	2 室	
調理室	1 室	
事務室	1 室	
看護室	1 室	
相談室	1 室	

5 職員の配置状況

職 種	員数	常勤	短時間	備考
園長	1	1		
主任保育士	1	1		
副主任保育士	2	2		
保育士	1 6	1 0	6	
保育補助	1		1	
事務員	2	1	1	
用務員	1		1	
看護師	1		1	

当園では、「浦添市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年9月30日浦添市条例第22号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

（なお、調理員に関しては株式会社日本ユニテックとの給食業務の委託契約を契約しており、自園での採用はございません。）

＜各職種の勤務体系＞

職 種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯（７：００～１９：００）
主任保育士	正規の勤務時間帯（７：００～１９：００）
副主任保育士	正規の勤務時間帯（７：００～１９：００）
保育士	正規の勤務時間帯（７：００～１９：００）
保育助手	正規の勤務時間帯（１０：００～１９：００）
事務員	正規の勤務時間帯（９：００～１６：００）
用務員	正規の勤務時間帯（１２：００～１８：００）
看護師	正規の勤務時間帯（９：００～１６：００）

※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（１２月２９日から１月３日）及び祝祭日、慰霊の日（６月２３日）、（運動会、発表会が日曜日の場合のみ次の土曜日は、振り替え休日）休園となります。また、偶数月の第３土曜日は【家庭の日】として午前中までの保育を行い、午後からは職員研修のための時間となります。

7 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

① 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市から交付されている方の場合、７時から１８時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、１９時までの範囲内で、延長保育を提供いたします（延長保育の利用に当たっては、園にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

② 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市から交付されている方の場合、

- ① ８時から１６時 ② ９時～１７時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、７時から９時まで又は１６時から１９時までの範囲内で、延長保育を提供いたします（延長保育の利用に当たっては、市にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

8 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚労告117号）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

① 特定教育・保育及び延長保育の提供

上記7に記載する時間において、保育を提供します。

② 保育の特徴

【特徴①】一人一人の発達に応じた乳児・幼児保育（教育）

保育園は、子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うところです。当園では、一人一人の特性の発達を保障しながら生後5か月の子どもから就学前までの子どもの養護と教育を一体として保育を行い、愛着関係から信頼関係を築き、自立から自律の6年間の目標を決め、自己肯定感を高め、自己決定の出来る子どもへと育成を行っています。

【特徴②】乳児保育について

乳児期の発達については、視覚、聴覚などの感覚や座る、はう、歩くなどの運動機能が著しく発達します。特定の大人との応答的な関わりを通じて、情緒的な絆が形成される特徴があります。

当園の乳児保育は特定の大人（保育者）が愛着関係を築き愛情豊かに保育を行います。

【特徴③】充実した環境構成

当園は、豊かな自然の中で遊びを通し五感を育て、一人一人が自発的に活動する環境（コーナー保育）で人間性の「生きる力」を育成します。各年齢の興味・発達に応じた玩具を用意し、一人一人が遊びこめるような環境作りに努めています。

【特徴④】運動遊びについて

4歳～5歳児の園児たちは、毎朝の運動遊びを通して、健康な体、豊かな心の基礎を作ります。また、3歳児～5歳児は、週に1回幼児体育指導者をお招きして体育遊び（チャレンジタイム）も行っています。

【特徴⑤】ドキュメンテーション（保育の記録）

3、4、5歳児は、日々の子どもの活動状況を写真や文章で丁寧に記録を取り、保護者に伝えて、子どもの姿を共感していく事が大切であると考え、ドキュメンテーションを通して、子どもと保護者とのコミュニケーションの一つになるよう、また、園と家庭とが連携を取りあって子どもの学びを深める事が出来るよう、毎日保護者に活動の記録を発信します。（保育の情報公開）

※なお、3歳児につきましては、ドキュメンテーションがスタートした日から、園からの連絡帳の記録はなくなります。

【特徴⑥】日本幼児基礎能力研究会(F A研)について

3歳児～5歳児の園児たちは、遊びの中で数や文字、形など興味・関心が芽生えたその時期に楽しみながら学び、小学校への連続性を踏まえて、日本幼児基礎能力研究会（以下F A研とする。）の教材を取り入れています。取り組んだ教材は、自己負担とします。

【特徴⑦】郷土の文化の継承

当園は、郷土文化(沖縄)を継承し、ふるさとを愛する思いやりのある人へ成長してほしい、エイサー等を取り入れています。

③ 子どもの健康管理

1. 〔登園前の体調不良について〕

昨日熱があった、ご家庭で怪我をしたなど、健康上に何か変わったことがあれば、登園時に必ずお伝え下さい。なお、保育中に体調が悪くなったときには、早めにお知らせいたします。全身症状を見て、熱が高くななくても御連絡する場合がありますのでご了承下さい。

(※38℃になったら連絡します。)

2. 〔治療後の登園について〕

病気やケガのあとに登園されるときは、医師に登園してもよいかどうかを確認してください。

また、持病のあるお子様は必ず入園の際にお知らせください。

(けいれん、アレルギー、心臓病、喘息など)

3. 〔感染症について〕

当うららにじ園では、各家庭から大切なお子さまをお預かりする立場として、感染が広がる前に万全の安全対策を練り、常に安心して保育園を利用して頂きたいと思っています。当園では、流水式洗浄除菌水生成装置（電解次亜水活用システム）、弱酸性次亜水（空間除菌装置や消毒）を導入し、食中毒、ノロウイルス、インフルエンザなどの水際対策として活用してまいります。

万が一、感染症と診断された場合には、他のお子様につりますのでお休みいただきます。治って登園する場合は、かかりつけの医師に登園の可否を確認してください。感染症の種類によっては、あらかじめ当園から「治癒証明書」を受け取り、医師に記入していただくこともございますのでご了承ください。インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症の場合は、「インフルエンザ回復届または新型コロナウイルス感染症回復届」を提出していただいております。

4. [くすりについて]

- 登園時に「お薬依頼書」と一緒に薬一回分を手渡してください。
- 医療機関からの処方薬のみお預かりします。
- 市販の薬、解熱剤、座薬、鎮痛剤はお預かりできません。
- 長期間継続して飲まなければならない薬の場合はご相談ください。
- 医療機関で保育園に通っていることを医師に、服用回数についてご相談下さい。

④ 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	8時30分頃	10時頃～	14時頃～	
1歳児	8時30分頃	11時頃	15時頃	
2歳児	8時30分頃	11時頃	15時頃	※5月頃を目安に午前間食はなくなります。
3歳児		11時20分頃	15時頃	
4歳児		11時45分頃	15時頃	
5歳児		11時45分頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

食事の提供については、株式会社日本ユニテックと業務委託契約を行っております。給食を作る専門家と保育を行う専門家（保育士）と業務を分担して子どもの成長をサポートします。

9 利用料金

① 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

- 0歳児（ひよこ組）～2歳児（うさぎ組）の園児は支給認定を受けた浦添市に対し、浦添市が定める保育料を園へお支払いいただきます。
- 3歳児（ぞう組）～5歳児（にじ組）の園児は令和元年10月より施行された【幼児・保育の無償化】にともない保育料の支払いはございませんが、下記③給食費（主食費・副食費）を園にお支払いしていただきます。

② 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

①に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。
お支払方法については、別途お知らせします。

③ 令和元年10月から施行された、【幼児教育・保育の無償化】にともない、3歳児～5歳児においては給食費（給食費）を園にお支払い《口座引き落とし》していただきます。

主食費、副食費の費用

主食費（月額）	副食費（月額）	合計（月額）
700 円	5,800 円	6,500 円

+ 振込手数料 110 円

10 土曜日における保育についての事項

- ・ 土曜日保育については、社会福祉法人琉和の里福祉会（うららこども園・認定こども園うららにじ園）2ヶ園合同で、共同保育を行っております。保育が必要な方は、事前に申し出いただきご利用ください。
なお、2ヶ園の職員が協力して保育を行なっておりますので、担任が不在の日もありますが、ご了承ください。

11 利用の開始、終了に関する事項

1. 当園は、浦添市が行った利用調整により当園の利用が決定されたとき又は保育の実施の委託を受けたときは、これに応じる。
2. 特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、重要事項を記載した書面より、利用する子どもの保護者とその内容を確認する。
3. 当園の利用する子どもが次のいずれかに該当するときは、特定教育・保育の提供を終了するものとする。
 - ① 子ども・子育て支援法第19条第1項第2号及び第3号に規定する小学校就学前の子どもに該当しなくなったとき。
 - ② 利用する子どもの保護者から当園の利用に係る取り消しの申出があったとき。
 - ③ その他、利用継続において重大な支障が又は困難が生じたとき
4. 当園は、以下の場合、文書で通知することにより、この契約を解除することができる
 - ① 利用料金・利用者負担金の支払いが2カ月以上遅延し、支払いの催告をしたにも関わらず14日以内に支払われない場合
 - ② 保護者、その家族ないしはその関係者が当園、当園の職員又はその関係者に対して、この契約継続し難いほどの迷惑行為、背信的行為などを行い、利用の継続について重大な支障又は困難が生じた場合

12 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

① 小児科

医療機関の名称	向井わらびクリニック（小児科）
医 院 長 名	向井 修一
所 在 地	浦添市字経塚633番地
電 話 番 号	098-894-3646

② 歯科

医療機関の名称	にこにこ小児歯科
医 院 長 名	嘉数 尚子
所 在 地	浦添市当山2-9-3
電 話 番 号	098-873-2525

13 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 主任 島尻 実奈 ・ご利用時間 9：00～18：00 ・電話番号 (098)－876－2425 F A X (098)－876－2429 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
第三者委員	稲嶺昭子	電話番号 098－876－4452
		琉和の里福祉会 監事

※当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

14 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常用電源 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有 ・誘導灯 有 ・非常警報装置 有 ・スプリンクラー 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

15 虐待防止に関する事項

虐待防止のための措置に関する事項	・窓口担当者 主任 島尻 実奈 ・電話番号 098－876－2425 F A X 098－876－2429
------------------	---

16 利用者に対しての保険の種類

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	社会福祉法人日本保育協会
保険の内容	保育園総合保障

17 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

18 送迎時のマナーについて

当園は地域に根差した保育園でございます。地域の生活道路を通っての送迎ですので、歩行者やスピード、運転マナーに十分気を付けて送迎してください。

また、お子様をお迎え後の園庭遊びや駐車場でのマナーについては保護者責任の下、目を離さないように注意してください。

19 写真・動画撮影について

園内での生活における写真撮影・動画撮影は、個人情報の観点からお控えください。また、ソーシャル・ネットワークサービスへの投稿は、個人情報流出の恐れがあるため、お控えください。

20 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する以下の医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

(※10ページにある欄に記入し、園に提出をお願い致します。)

<記入例>

児童のかかりつけ医療機関	医療機関名：〇〇〇クリニック 診療科：小児科 主治医：〇〇〇〇〇 所在地：浦添市当山〇―〇―〇 電話番号：098-123-456
緊急連絡先①	住所：浦添市当山2-40-20 電話番号：(携帯) 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 (職場) 有限会社〇〇〇商事 876-4452 氏名：うらら太郎 続柄：父
緊急連絡先②	住所：浦添市当山2-40-20 電話番号：(携帯) 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 (職場) 株式会社〇〇 870-2312 氏名：うらら花子 続柄：母
緊急連絡先③	住所：浦添市当山〇―〇―〇 電話番号：(携帯) (職場) 氏名：〇〇〇〇〇 続柄：祖母

<保護者記入>

児童のかかりつけ医療機関	医療機関名： 診 療 科： 主 治 医： 所 在 地： 電 話 番 号：
緊 急 連 絡 先①	住 所： 電話番号：(携帯) (職場) 氏 名： 続 柄：
緊 急 連 絡 先②	住 所： 電話番号：(携帯) (職場) 氏 名： 続 柄：
緊 急 連 絡 先③	住 所： 電話番号：(携帯) (職場) 氏 名： 続 柄：

※上記に記載した連絡先を優先順に記入をお願いします。

例) ①母携帯 ②母職場 ③父携帯 ④父職場 ⑤祖母

① ② ③ ④ ⑤

当園における保育の提供を開始するに当たり、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

保育園名：うららにじ園
説明者職名：園長 安里淳

私は、本書面に基づいてうららにじ園の利用に当たっての重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

保護者住所：

児童氏名 :

※兄弟児に関しましては、全員記入して下さい。

保護者氏名： _____ 印 _____

児童から見た続柄：